

いじめの防止等のための学校基本方針

静岡県立藤枝西高等学校

(平成 26 年 3 月策定 平成 30 年 5 月追記※)

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。

本校においても、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの問題の克服に向けて、学校・家庭・地域・関係機関の連携を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、重大事態への対応に関する基本的な考え方や組織的な対応等に関する基本方針をまとめ、生徒の尊厳が守られた、安心・安全な学校づくりを推進する。

※学校いじめ防止基本方針を定めることで、教職員がいじめを個人で抱え込まず、組織として一貫した対応をすることにつなげたい。

また、策定後はホームページ等で公表するとともに、その内容を保護者、関係機関等に説明をしていくこととする。いじめは学校、家庭、地域その他、関係者の連携の下、社会総がかりで克服しなければならない問題である。

いじめから生徒を守るためにには周りの大人が「いじめは絶対に許されない」「いじめはどこでも起こりうる」といった意識をもち、互いの個性や違いを認め合える学校風土を作り出していくかなければならない。

第1章 いじめの防止等の基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」で示された「いじめの定義」及び「いじめ防止対策推進法」の公布を受けて文部科学省から出された「いじめ防止のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日）」のなかで示された「具体的ないじめの態様」を受け、次に示す態様と同様のものを「いじめ」と捉えて、未然防止等に取り組んでいく。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等。

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合も

ある。これらをも「いじめ」と捉える。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立ち、客観的な事実関係の確認のもと、適切な対処をする。

また、いじめには様々な表れがあるため、いじめであるかどうか判断する際には、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、「苦痛を表現できないケース」「本人がいじめに気付いていないケース」等があることに気をつけて、該当の生徒やその周りの状況等をしっかりと確認する。

なお、これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なもののや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれることがある。これらについては、教育的な配慮や被害者への配慮をした上で、早期に警察に相談・通報をし、警察と連携して対処する。

いじめ防止対策推進法

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

2 いじめの理解

教職員は、「いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。」という意識をもって生徒の見守りや声かけを行うとともに、いじめにおいては加害・被害という二つの立場の関係だけでなく、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や周りで見てみぬふりをして関わらない「傍観者」も「いじめ」に大きく関わっており、全ての生徒に関係する問題であることを共通理解する。

とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験することが多く、未然防止や早期発見・対処が必要

であることを共通理解して対応する。

また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうることを十分に意識する。

これらを踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止を図るとともに、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、全ての教職員が取り組む。

3 基本的な考え方

「いじめは絶対に許されない行為である」という考え方を基本とし、日頃から個々の生徒の表情や行動に気を配り、学校生活の中で気づいた生徒の表情や行動の変化、成長等の情報を教職員間で共有し、生徒に積極的にかかわることで、よりよい成長を促すとともに、学校教育活動の中でのいじめの未然防止、早期発見・早期対応等の取り組み及び学校・保護者・地域の連携によるいじめ問題克服に向けた取り組みを推進する。

いじめがどの生徒にも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめ問題の克服のために、「いじめの未然防止」の観点から、全ての生徒を「心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人」へと育むために、継続的な取り組みをする。

(1) いじめの未然防止

学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養い、伸ばしていく。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育むとともに、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進する。

新入生に対して、4月初めに「人間関係づくりプログラム（高校生版）」を参考にしたコミュニケーションづくりのプログラムを学級担任が行うなど、ホームルーム活動や部活動などを通して、生徒間の良好な人間関係づくりを図っていく。

※特に配慮が必要な生徒に対しては、日常的に、生徒の特性を踏まえた適切な支援・指導を組織的に行っていく。

(2) いじめの早期発見・早期対応

※いじめの認知こそが対策のスタートラインである。できる限り初期の段階で認知し、対応しなければならない。

いじめへの迅速な対処の前提である早期発見のために、教職員は生徒のささいな変化に気付く力を高め、ささいな兆候も見落とさないように注意を払わなければならない。生徒の小さな異変に気付いた時には、いじめの可能性を疑い、早い段階から的確な関わりを持ち、軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

また、計画的なアンケート調査や教育相談等を実施することにより、生徒がいじめを訴えやすい体制といじめの早期発見・早期対応の体制の整備を進めるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守る。

※いじめを訴えやすい機会や場を作ったり、定期的にアンケートを実施したりするなど、生徒のストレスの状況を確認し、心の状態を把握する。このような取り組みによりいじめの早期発見に努める。

(3) 関係機関等との連携

いじめの問題への対応においては、事態の背景に成育家庭や発達障害等が関わっているケースもあり、被害生徒への支援や加害生徒に対して学校が行う教育上必要な指導だけでは十分な成果を上げることが困難な場合がある。そのような場合には、必要に応じて、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局、県教育委員会等）と適切な連携を取りながら、問題解決に向けた取り組みをする。例えば、教育相談の実施において、必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、市町の青少年サポートセンターなど、学校以外の相談窓口を生徒に紹介したりするなど、関係機関による生徒サポートと連携していく。

第2章 いじめ防止等にかかる組織

日頃からの学級担任や教育相談担当教員等による生徒への声かけや、生徒からの相談等を受ける体制と教育相談室による組織的な取り組みに加えて、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員等により構成される「いじめの防止等の対策のための組織」を次の通り置く。

いじめ防止等への取り組みにあたり、以下に示す「いじめ防止等の対策のための組織」が中核となり、校長のリーダーシップの下、全教職員による協力体制を確立し、県教育委員会とも適切に連携しながら、学校の実情に応じたいじめ防止等の対策を推進する。

1 いじめ防止等対策推進委員会

いじめ防止等の対策の中核となる組織として、校内に「いじめ防止対策推進委員会」を置く。

(1) 委員会は、次の事項を所管する。

ア 本校におけるいじめ防止等に向けた取り組みに関すること

- イ 本校において認知された「いじめ」への対処（調査・支援・指導等）に関すること
 - ウ 前2項に挙げるもののほかに、「いじめ」に関する重要事項
- (2) 本委員会は、次のものをもって構成する。
- ア 管理職（校長、副校長、教頭、事務長）
 - イ 生徒指導主事
 - ウ 学年主任
 - エ 教育相談室長
 - オ 養護教諭
 - カ 必要に応じ、校長が指名する者
- (3) 校長を委員長、副校長・教頭・事務長を副委員長とし、委員長が会務を総括し、委員会を代表する。但し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。
- (4) 委員会は、いじめ防止等に関する年間計画を作成し、年度末に一年間の活動を振り返り、その成果と課題について審議し、改善に向けた取り組みをする。

2 いじめに係る重大事態対応委員会

本校生徒に重大事態が発生したとき、発生した重大事態に対応する組織として、新たに「いじめに係る重大事態対応委員会」を置き、事態の収束まで継続して組織的に活動する。

- (1) 委員会は、次の事項を所管する。
 - ア 本校生徒に発生した重大事態に関する事実確認調査に関すること
 - イ 関係生徒・保護者への対応に関すること
 - ウ 関係機関との連携に関すること
 - エ 外部（報道等）への対応に関すること
 - オ その他、校長が必要と認めたこと
- (2) 本委員会は、いじめ防止等対策委員会に、次のものを加えて構成する。但し、委員に異動があった場合には委員長の判断により補充することができる。
- ア 該当生徒の学級担任・部活動顧問等、関係の深い職員
 - イ 校長が必要と認め、校長が指名する者
- (3) 校長を委員長、副校長・教頭・事務長を副委員長とし、委員長が会務を総括し、委員会を代表する。但し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。
- (4) 本委員会は、事態の収束をもって、所管事項をいじめ防止等対策委員会に引き継ぎ、解散する。

第3章 いじめの防止

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめ問題の克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う人間関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、学校・家庭・地域が一体となつた継続的な取り組みが必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

これらに加え、いじめの問題への取り組みの重要性についての認識を広め、地域、家庭と連携した取り組みを推進することが必要である。

1 未然防止のための対策

日頃から、全ての教職員が生徒と向き合い、生徒の小さな変化や危険信号を見逃さないよう意識して見守るとともに、日頃の生徒の様子で気になることなどを関係教職員間で共有し、積極的に生徒にかかわる中で信頼関係の構築等に努める。更に、学校、学級が良好な人間関係を保った集団となるように生徒への適切な声かけ等に心掛け、生徒の健やかな成長を促す。また、教職員間の生徒情報共有を基盤とした複数の教職員による組織的ないじめの未然防止等の取り組み及び校内に設置するいじめ防止等対策推進委員会が中心となった組織的ないじめの防止等の取り組みを推進する。

※また、生徒会活動など生徒が自主的にいじめについて考え、議論する等、いじめの防止に資する活動に取り組むことも求められる。職員については事例をもとに事案対処に関する研修を通して、資質能力の向上を図ることも大切である。

いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等について、全ての教職員が共通認識のもとに組織的な対応ができる体制整備を進める。また、教職員の異動等によって教職員間の共通認識が形骸化してしまわないように、職員間のコミュニケーションを深め、組織として対応する体制を維持する。

2 対策の検証と評価

対策の検証と評価においては、いじめの有無やその件数だけを評価するのではなく、

「生徒個人の安心・安全が守られているか」「集団の健全性が維持されているか」「問題点はないか、より良く改善できる点はないか」といった観点からも、いじめ防止等の取り組みの成果や課題について検討する。

いじめの防止や実態把握と対応が促されるような具体的取り組みが行われたのか、その成果はどうだったのか、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取り組み等ができているか等を客観的に評価し、改善に向けた取り組みをする。

第4章 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒の些細な変化に気付く力を高めることが必要である。

教員は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめである可能性を意識して、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり、軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する姿勢で早期発見に取り組んでいく。

また、指導に配慮を必要とする生徒のいる学級では、暴力を伴わないいじめの発見や早期対応が難しい傾向があることを踏まえ、特に注意して学級の雰囲気や生徒個人の変化を捉えるようにする。

例えば、暴力をふるう生徒のグループ内で行われるいじめ等、特定の生徒のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの生徒も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する。

1 早期発見のための措置

日頃から生徒を見守るとともに信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう、アンテナを高く保つ。教職員相互が積極的に生徒の情報交換をすることで情報の共有を図る。更に、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい環境を整えるとともに、家庭、地域と連携して生徒を見守ることで、いじめの防止と早期発見に努める。

2 計画的な面接の実施

年間行事予定（年間指導計画）に設定された「ホームルーム面接週間」等を通しての生徒理解により、教員と生徒との人間関係を深め、相互の信頼関係の中で、悩みごとなどを相談できる環境整備に努める。

また、日頃の生徒との会話や生徒の些細な変化に気になる点がある場合には、必要に応じて面談等を行い、いじめの防止や早期発見に努める。

3 生活実態アンケート

全校生徒に対して計画的に実施している「生活実態アンケート」のいじめに関わる質問項目への回答や自由記述等の情報の中から、いじめの兆候などを捉え、いじめの未然防止や早期発見に努める。

アンケート回答の記述中にいじめ又はその兆候がみられる場合には、いじめ防止等対策推進委員会に報告し、組織的に対応する。その措置については、「第5章 いじめに対する措置」に沿って行う。

第5章 いじめに対する措置

いじめがあることが確認された場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒から事実関係を詳しく聞き取るとともに、加害者とされる生徒や周囲の生徒に対しても事実関係を確認した上で、組織的かつ適切な指導を進めていく。

また、いじめの事実が確認された時点で、教育委員会に第一回目の報告（第一報）をし、その後は随時、必要な連絡や相談をしながら、被害生徒に対する支援や加害生徒への指導等を進めていく。

関係生徒への指導においては、被害生徒の安全・安心の回復を優先しながら、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長に主眼を置き、教育的配慮をしながら、毅然とした態度で、関係生徒の支援・指導を行う。その際には、保護者の理解と協力、関係機関・専門機関との連携を得ながら、効果的な指導を進めていく。

的確な支援・指導を行うために、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処について共通理解を深めるとともに、「いじめ防止等対策推進委員会」を中心とした組織的な対応が可能となるように、教職員間の連絡を密にする。

なお、状況によっては、県教育委員会の指導の下、学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、加害生徒の保護者に対して当該生徒の出席停止を命ずる等、被害生徒及びその他の生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる場合もある。

1 早期の事実確認

いじめがあることが確認されたら、特定の教職員で抱え込まずに、速やかに、「いじめ防止等対策推進委員会」に報告し、同委員会を中心に組織的に、被害生徒やいじめを知らせてきた生徒から詳しく聞き取り調査を行い、その後に、加害生徒や周囲の関係生徒からも詳しく聞き取り調査をして、事実関係を確認する。

事実確認においては、被害生徒の安全・安心の回復を優先しながら、生徒の個人情報等に十分に留意して、主観や思い込みを排除した客観的な視点で聞き取り調査をする。

2 組織的な対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「いじめ防止等対策推進委員会」と直ちに情報を共有する。その後は、いじめ防止等対策推進委員会が中心となり、速やかに関係生徒から情報を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長の指揮の下、県教育委員会に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡をする。

※教職員がいじめを発見又は相談を受けた場合は、速やかに「いじめ防止対策推進委員会」に報告し、組織的対応につなげなければならない。また、特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策委員会に報告を怠ることのないように、学校として、いじめの情報共有の手順や共有すべき内容を明確に定めておく必要がある。

学校教職員や県教育委員会による、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合のうち、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談して対処する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 被害生徒への支援

全職員が共通理解の下、被害生徒の安心・安全な学校生活を取り戻すために必要な、組織的支援を行う。

被害生徒から事実関係の聴取を行う際、「いじめられている生徒にも責任がある」という考え方をせず、「あなたが悪いのではない」ということをはっきりと伝え、自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーの保護には十分に留意して以後の対応を行っていく。

いじめの事実が確認された日のうちに、迅速に被害生徒の保護者に事実関係を伝える。その際、徹底して被害生徒を守り通すことや秘密を守ることを伝えることで、できる限り被害生徒及び保護者の不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。

あわせて、被害生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の方等）

と連携し、被害生徒に寄り添い支える体制をつくる。被害生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて加害生徒を別室において指導することとしたり、出席停止制度を活用したりして、被害生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れる必要な支援を行うことが大切である。また、事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

※いじめが「解決（解消）した」状態とは①いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月を目安として止んでおり、②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされていることが必要である。たとえ「解消した」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察すること。

4 加害生徒への指導

全職員が共通理解の下、被害生徒の安心・安全な学校生活を取り戻すために、加害生徒に対して必要な組織的指導をする。

加害生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に加害生徒の保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得る。そして、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

加害生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、加害生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーの保護には十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう、一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらには出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感

情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、加害生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

5 関係保護者への対応

被害生徒の保護者及び加害生徒の保護者に対して、生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーの保護には十分留意して支援・指導を行っていくことを伝え、理解と協力を得る。

被害生徒の保護者に対しては、いじめの事実が確認された日のうちに迅速に事実関係を伝える。その際、徹底して被害生徒を守り通すことや秘密を守ることを伝えることで、できる限り被害生徒及び保護者の不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。

加害生徒の保護者に対しては、生徒から事実関係の聴取・確認後、迅速に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得る。そして、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

その他の関係生徒の保護者に対しては、被害生徒の安全・安心の回復を優先しながら、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長に主眼を置き、教育的配慮をしながら、毅然とした態度で、関係生徒の支援・指導を行い、関係生徒の安心・安全な学校生活を取り戻すために、必要に応じた情報提供等をし、理解と協力を得る。

6 関係機関との連携

関係機関等との連携により、実効的な支援・指導が行えると判断された場合には、関係機関等に協力・連携を依頼する。

いじめの背景に、関係生徒の家庭環境や生徒の発達障害等が関わっている可能性がある場合には、いじめの背景に関する関係保護者の理解・協力を得た上で、県総合教育センターの教育相談や市町の相談センター、病院等に相談することを勧める等、事態の改善と二次障害等の予防に努める。

学校教職員や県教育委員会による、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合のうち、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談して対処する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

7 関係する学級等への支援・指導

加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで「いじめが解消された」と判断せず、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって、「いじめが解消された」と判断するべきである。

のことから、全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりの推進に努める。

被害生徒への支援と加害生徒への指導だけでは該当生徒の属する集団の環境が望ましい状況になりにくいことから、双方の当事者の周りの生徒への指導・助言を積極的に行う。

いじめが被害生徒と加害生徒だけの問題ではないことを踏まえ、いじめを見ていた生徒に対しても、「いじめ」を自分の問題として捉えさせ、たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。加えて、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する卑劣な行為であり、程度の差こそあれ加害生徒と同様に責任があることを理解させ、自分の言動に対する反省を促す。

さらに、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

なお、関係生徒が所属する学級等への支援・指導が必要と判断された場合には、該当の学級等に対して適切な支援・指導をする。

第6章 重大事態への対応

重大事態が認知された場合、原則として本校の「危機管理マニュアル」に従った組織的な対応をする。その中で、速やかに県教育委員会に「重大事態認知」の報告をするとともに、「いじめにかかる重大事態対応委員会」を置き、「第5章 いじめに対する措置」を基本に、事実確認調査及び関係生徒への支援・指導をする。

事態への対応においては、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断の無い一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮等にも留意する。

また、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動搖が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合があることを意識して、細心の注意を払いながら事実確認調査や関係生徒への支援・指導を行う。

事実確認の調査は、いじめにかかる重大事態対応委員会が中心となって、従前の経緯や事案の特性、被害生徒又は保護者の訴えなどを踏まえて事実関係を速やかに調査する。その際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な視点で、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのような

に対応してきたかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

いじめにかかる重大事態対応委員会が中心となって調査・確認をする場合であっても、必要に応じて、県教育委員会による必要な指導や人的措置を含めた適切な支援を受けながら調査・確認を行う。

また、学校（いじめにかかる重大事態対応委員会）主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと県教育委員会が判断した場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、県教育委員会において調査を実施することがある。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた生徒又は保護者が望む場合には、学校教職員による調査と並行して、静岡県知事の指示による調査が実施されることもありうる。この場合、調査対象となる生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、学校教職員と県知事の指示による調査団とが密接に連携し、適切に役割分担をし、調査を進める（例えば、アンケートの収集などの初期的な調査をいじめにかかる重大事態対応委員会が中心となって行い、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、県知事の指示による調査で実施する等が考えられる）。

※いじめの重大事態に対しては、重篤な内容であることから、十分注意して適切に対処する必要がある。「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」を踏まえ、適切に対処する。

1 重大事態のケース

重大事態とは、「第1章 1」で定義するいじめのうち、いじめにより在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い、又は生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるものをいう。

「生命、心身又は財産に重大な被害」及び「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。具体的には、

- (1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
 - ア 生徒が自殺を企図した場合
 - イ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
 - エ 精神性の疾患を発症した場合 等
- (2) いじめにより生徒が相当の期間（30日程度が目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(3) 生徒の保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

以上の項目及びこれらと同等と判断されるものを重大事態として捉え、学校教職員が組織的に対応する。

※上記(3)の時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大な事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

2 県教育委員会への報告

学校において重大事態が認知された場合、速やかに県教育委員会に「重大事態認知」の報告（第一報）をし、必要に応じて、事態への対応に関する指導・助言を要請する。また、その後も隨時、事実調査結果の報告をする。

3 いじめにかかる重大事態対応委員会による調査

重大事態の認知後は、いじめにかかる重大事態対応委員会を中心として、速やかに事実確認のために、関係者に対する聞き取り調査等を行う。

事実関係の確認調査においては、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、速やかかつ客観的に事実関係の確認調査を進める。

この調査において、たとえ学校等に過失が認められる等、不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合い、県教育委員会が設置する附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

また、この調査が民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と県教育委員会が事実に向き合うことで、事態への適切な対処を目的とし、同種の事態の再発防止を図るものである。

(1) 被害生徒からの聞き取りが可能な場合

関係生徒の安心・安全を優先しつつ、被害生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、被害生徒に寄り添い支える体制の下で、事実確認調査や支援・指導を進める。

関係生徒からの聞き取りにおいては、被害生徒や関係生徒及び保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断の無い一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮等にも留意する。

(2) 被害生徒からの聞き取りが不可能な場合

第一に被害生徒の尊厳に十分に配慮し、かつ関係生徒の安心・安全を優先しながら、被害生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の方々等）と連携し、被害生徒に寄り添い支える体制の下で、事実関係調査や支援・指導を進める。

関係生徒からの聞き取りにおいては、関係する生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断の無い一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮等にも留意する。

4 被害生徒・保護者への情報提供

被害生徒・保護者的心身の状態に十分な配慮をしながら、いじめにかかる重大事態対応委員会による調査によって確認された事実関係などについて、予断の無い一貫した情報を発信する。その際、個人のプライバシー等について、必要な配慮をする。

5 報道等への対応

学校における報道等への対応は、いじめにかかる重大事態対応委員会委員長・副委員長が行う。

情報提供については、個人情報保護等への十分な配慮のもとに、正確で一貫した情報を提供する。